

答 申

第1 本審査会の結論

令和4年12月6日付け三種議発一218により諮問のあったことについては、審議の結果、妥当であると認める。

第2 諮問の概要

デジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）において、地方公共団体の議会は適用が除外されている。個人情報の取扱いについて執行機関と差が生まれまいよう、三種町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することを検討していることから、その内容について意見を求めるものである。

1 条例案作成に係る基本方針

改正法の趣旨を踏まえた内容とするため、全国町村議会議長会から提供のあった「〇〇町（村）議会の個人情報の保護に関する条例（例）」に準拠することとし、加えて、執行機関独自の取扱いについても含めた内容とする。

2 条例案の内容

別添資料のとおり。

第3 本審査会の判断

本諮問に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

1 三種町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて 諮問内容は、妥当と認める。

2 上記1から、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第4 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------|-----------------|
| 令和4年12月6日 | 諮問 |
| 令和5年 2月6日 | 審議（令和4年度第1回審査会） |

第5 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎、委員 田中 誠一

委員 伊藤 誠